

# 地域リハビリテーション連携指針等の見直しの方向性について

## 1 地域リハビリテーション支援体制整備推進事業について

- (1) これまで県の単独事業として実施していたが、医療介護総合確保促進法の施行に伴い、今後は同法に基づく基金事業（「在宅医療拠点運営事業」の一部）として実施予定。
- (2) 先に実施した広域支援センターへのヒアリング及び今後実施する予定の関係機関への調査結果等を踏まえ、より関係者のニーズに沿った事業内容への見直しを検討する。
- (3) なお、本事業に加え、回復期リハビリテーション病棟等を整備する事業を、基金事業（「医療機関機能強化・機能分化促進事業」の一部）として実施予定。

## 2 地域リハビリテーション連携指針について

### (1) 見直しの手法

#### 【案 1】指針単独での見直し

- 〈メリット〉 ○地域リハビリテーション分野に特化した施策の検討
- 機動的な改定等への対応

#### 【案 2】関連施策分野の法定計画等との統合・一体的な見直し

- 〈メリット〉 ○関連施策分野との有機的連携（ex. 地域包括ケア、医療介護連携）
- PDCAサイクルの明確化

※地域リハビリテーションに関連する県の主な計画

計画名称	根拠法	計画の法的性格	計画期間	改定予定
医療介護総合確保促進法に基づく県計画	医療介護総合確保促進法	県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画	1年	27年度
県保健医療計画	医療法	県の医療提供体制の確保を図るための計画	5年 (6年)	27年度
県高齢者保健福祉計画	老人福祉法 介護保険法	老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画	3年	26年度
県地域福祉支援計画	社会福祉法	市町村の地域福祉の支援に関する事項等を定める計画	5年	26年度

### (2) 見直しの時期

平成 27 年度

… 詳細スケジュールについて別添資料 8 のとおり。